

実務研究

日本税務会計学会
平成28年7月 月次研究会



中村 琢也〔玉川〕

所得税の必要経費について —最近の裁判例、裁決例の検討を中心にして—

I. はじめに

弁護士事務所等の一般の業務に直接的には関係がない弁護士会等の役員として職務に就いて支出した費用が必要経費になるか争われた平成24年9月19日の東京高裁判決の判断(以下「弁護士裁判」という)は大変注目され、最高裁において上告受理(平成26年1月17日)により確定した。納税者側は、法令解釈が必要経費の控除を認められるために「直接の関係」を要し

II. 必要経費の考え方

1. 所得税法上の必要経費の意義と判断基準
包括的所得概念には、消費生活上の費用以外で純資産を減少させる要素である必要経費を控除するということが、所得計算上組み込まれており、そのことによって、投下資本の回収部分に課税しないこととされている。

具体的必要経費は所得税法第37条に規定されており、その内容は原則として「総収入金額を得るため直接に要した費用」と「所得を生ずべき業務について生じた費用」の2つの費用であるとして、その規定ぶりに必要経費の側面を表現していると考えられる。

所得税法第37条が必要経費の実体的な規定になっているといっても、必要経費となるもの、ならないものをどのように区分すればよ

で全く変更されていない。
2. 家事費・家事関連費
所得税法第45条1項と同法施行令第96条に個人の消費支出である家事費や家事関連費の必要経費不算入の規定があり、この規定のフイルターを通ったものが必

III. 弁護士裁判の法令解釈

一般対応の必要経費について2つの裁判例の法令解釈を比較して、弁護士裁判の法令解釈の違いを確認する。
1. 広島地判(平成13年10月11日)
ある支出が必要経費として控除されるためには、それが事業活動と直接の関連性を有し、事業の遂行上必要な費用でなければならぬ。そして、必要経費を収入金額から控除して、投下資本の回収に該当する部分については課税しないという法の趣旨からすれば、利益の実現した部分と投下資本の回収部分とは明確に区別されなければならないのである。前記必要性及び関連性の判断は、関係者の主観的判断を基準とするものでなく、客観的になさなければならないことはいうまでもない。…中略…

IV. 最近の裁決例

必要経費の意義、範囲に関する最近の裁決例のうち2つのものを取り上げる。
1. ロータークラブの会費等(裁決平成26年3月6日)
司法書士がロータリークラブの会員として支払った入会金と会費が事業所得の必要経費に算入できるか争った事案である。特徴は、審査請求人である納税者側が、弁護士裁判を引用しながら、ロータリークラブの活動が社会通念に照らし、客観的にみて所得を生ずるのに必要な活動であるから必要経費であると主張したことである。しかし、裁決の判断はかかる支出の必要経費への算入を否定した。

V. おわりに

1. 必要経費の法令解釈
弁護士裁判の高裁判決は、従来の「所得を生ずべき業務と直接関係し」という解釈を修正し「所得を生ずべき業務の遂行上必要であること」としたが、その後の裁決例において法令解釈の変更は見られず、租税法の書籍においても変更がなされていないことが、上記の検討から明らかとなった。

2. 作曲家としての音楽活動に係るカウンセリングサービス(裁決平成27年6月17日)
作曲家としての音楽活動に係るカウンセリングサービスが、創作活動等に関する諸問題の相談に対して具体的な解決策を指導・助言することを内容とするサービスであるとして、請求人が、それについて支払った費用(支払手数料)を必要経費に算入したところ、その費用は請求人の心理的なカウンセリングであるから必要経費に算入できないと

念に従って客観的に行われべきである。
(傍線筆者、仙台地裁の引用と修正部分を含めて表示)
所得税法第37条1項の「その他これらの所得を生ずべき業務」とは、当該支出が所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ当該業務の遂行上必要であるか、かつ、明確に区分できなくてはならないとされている(法令96(一))。

全部取り消しとして請求人の請求を認めている。
法令解釈は、「ある支出が所得税法第37条第1項に規定する「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当する」というためには、客観的にみて当該支出が所得を生ずべき業務と直接関係し、かつ、業務の遂行上必要なものに限られると解するのが相当である。」とやはり従来通りである。
あてはめは、請求人が新たな業務を、本件サービスを受けるようになって以降行うようになったことにより、収入が大きく伸びて本件サービスに対する支出の

効果が相応に表れていると認められることに加え、請求人が抱える本件事業上の諸問題に対して提供を受けた指導・助言が、重要な役割を果たしてきたと認められる。したがって、本件サービスの支払手数料は、その全部が本件事業と直接関係し、かつ業務の遂行上必要なものと認められるから、所得税法第37条第1項に規定する「販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」に該当するとされた。
弁護士裁判後の裁決の判断にもかかわらず、いずれも判を押したように従来からの判断基準を示している。